長崎県職員参集
ハンドブック

初 動 体 制

令和8年5月

長崎県災害対策(警戒)本部

災害発生！

1

・災害情報を確認
職員参集システム、気象台、テレビ、県ホームページ（防災ポータル）等

【職員参集システム（自動配信）】
・警報、注意報等の気象情報、地震情報発表を確認

2

・あなたの役割を確認
各所属の配備指定表（警戒配備、第〇配備等）
災害対策（警戒）本部体制（次ページ）の配備区分を確認

3

登庁可否の判断
自分自身と家族の安全、道路状況、交通機関の寸断等

●配備体制別の登庁区分

配備体制 ＼ 職員区分	警戒本部設置のとき	対策本部設置のとき		
		第１配備	第２配備	第３配備
警戒本部要員 各部情報員	★登庁	登庁	登庁	登庁
第１配備要員	登庁準備	登庁	登庁	登庁
第２配備要員	情報把握	登庁準備	登庁	登庁
第３配備要員	情報把握	情報把握	登庁準備	登庁

↑★警戒本部設置のとき、各部情報員の
登庁は地震・津波・噴火のみ

自　主　登　庁

◎動員の指示を待つことなく
◎周囲の安全を確認しつつ
◎被災者の救助等を優先しながら
◎自分の活動に必要な水、食料等を携行

災害対策（警戒）本部体制

<table>
<tr><th rowspan="2">設置本部</th><th rowspan="2">配備区分</th><th colspan="3">配備基準</th><th rowspan="2">配備内容</th><th rowspan="2">指定職員等</th></tr>
<tr><th>風水害</th><th>地震・津波</th><th>噴　火</th></tr>
<tr><td rowspan="2">長崎県災害警戒本部</td><td rowspan="2">警戒配備</td><td>・災害発生の恐れのある各種気象情報の発表時
《氾濫、大雨、土砂災害、暴風、高潮、大雪、暴風雪警報》</td><td>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時</td><td>・噴火警報（火口周辺）レベル２（火口周辺規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき</td><td rowspan="2">災害に対する警戒態勢</td><td>・危機管理部の指定された職員（別途通知）
・防災関係課で指定された職員</td></tr>
<tr><td></td><td>・震度４発生
・津波注意報発表
・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時</td><td>・噴火警報（火口周辺）レベル３（入山規制）発表</td><td>・危機管理部の指定された全職員
・防災関係課で指定された職員
・各部情報員</td></tr>
<tr><td rowspan="4">長崎県災害対策本部</td><td>第１配備</td><td>・重大な災害が起こるおそれが著しく大きい各種気象特別警報の発表時
《氾濫、大雨、土砂災害、暴風、高潮、大雪、暴風雪特別警報》
・比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>・震度５弱発生
・津波警報発表</td><td>・噴火警報（居住地域）レベル４（高齢者等避難）発表
・噴火警報（火口周辺）レベル３（入山規制）発表時で、本部長が必要と認めるとき</td><td>災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢</td><td>・危機管理部の指定された全職員
・各部局等で指定された職員
・各部連絡員及び情報員</td></tr>
<tr><td>第２配備</td><td>・相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>・震度５強発生
・大津波警報発表</td><td>・噴火警報（居住地域）レベル５（避難）発表
・噴火警報（居住地域）レベル４（高齢者等避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき</td><td>災害に対する応急対策を実施する態勢</td><td>・危機管理部の全職員
・各部局等で指定された職員
・各部連絡員及び情報員</td></tr>
<tr><td>第３配備</td><td>・特に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>・震度６弱以上発生</td><td>・噴火警報（居住地域）レベル５（避難）発表時で、本部長が必要と認めるとき</td><td>県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢</td><td>・全職員</td></tr>
<tr><td>特別配備</td><td>・被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき</td><td>－</td><td>－</td><td>本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢</td><td>・本部長が必要と認める人員</td></tr>
</table>

※県内各地方本部においても、管内の実情に応じ、「災害警戒地方本部」「災害対策地方本部」を設置する。

■特殊重大災害発生時における初動体制

特殊重大災害が発生した場合は、初動措置の迅速適正化をはかるため、ただちに災害対策本部を設置する。

あらかじめ所属長から指定された本部要員は、速やかに本部に参集する。

●特殊重大災害認定基準及び主管所属

災害種別	災　害　の　態　様	主　管　所　属
航空機災害	◇ 旅客機墜落事故 ◇ 人家密集地域への航空機墜落事故	◎基地対策・国民保護課 ○交通政策課 ○福祉保健課 ○港　湾　課
船舶災害	◇ 船舶の衝突、沈没、転覆、火災等による死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○交通政策課 ○福祉保健課 ○漁　政　課 ○港　湾　課
列車・自動車災害	◇ 交通事故による死傷者多数の事故 ◇ 列車衝突、転覆による死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○交通政策課 ○福祉保健課 ○交通・地域安全課
火災災害	◇ 人家密集地域または旅館、劇場、デパート、学校等多数人の往来する建物における火災で死傷者が多数の事故 ◇ トンネル、炭坑等における火災で死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○福祉保健課 ○経営支援課 ○企業振興課 ○道路維持課 ○教育庁教育政策課
爆発災害	◇ ガス、火薬類の爆発による死傷者多数の事故 ◇ トンネル、炭坑における爆発で死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○福祉保健課 ○企業振興課 ○道路維持課
雑踏災害	◇ 雑踏による死傷者多数の事故 ◇ 公営競技での紛争等に伴う死傷者多数の事故	◎基地対策・国民保護課 ○福祉保健課
その他	◇ 社会的に反響が大きい事故	◎基地対策・国民保護課 ○関係所属
死傷者多数の事故とは	◇ 死者がおおむね 10 人以上の場合（含行方不明） ◇ 死傷者がおおむね 30 人以上の場合 ◇ 重傷者がおおむね 50 人以上の場合 ◇ 負傷者がおおむね 70 人以上の場合 ※死者等の国籍は問わない	

◎印は窓口所属

登 庁 後 の 初 動 対 応

体制の確立

1　報　告

災害対策（警戒）本部総務対策班（防災企画課）へ各部（班）の配備状況、時刻を報告

	報　告　時　期
警戒本部 **第１配備**	① 各課ごとに最初の登庁者が到着したとき ②各課ごとに所定の配備が完了したとき
第２配備 **第３配備**	① 各部ごとに最初の登庁者が到着したとき ② 各部ごとに災害対策本部設置から１時間おきに３時間後まで（現在の体制） ③ 各部ごとに所定の配備がほぼ（９割）完了したとき

2　任務付与

各班長（所属長）は登庁した職員に活動要領に基づき具体的な任務を付与　※想定外の事態には臨機応変に

被災情報の収集･伝達

1　通信施設及び設備の点検

防災行政無線、災害時優先電話等の通信状況、非常用電源の点検、被災地（地方本部・市町）との通信の確保

2　情報収集・伝達

① 各部…所管する関係機関・団体の被害状況、応急対策の実施状況等を把握し、総務対策班に報告

② 総務対策班…地方本部、市町、消防、自衛隊、警察から情報収集し被災状況、出動体制、災害対応状況を把握

3　情報の共有

① 各部…随時、各部長、総務対策班に情報を報告

② 総務対策班…収集した情報を整理し知事、副知事、各部、地方本部及び市町等に伝達し情報を共有

4　住民への情報提供

報道機関、ＳＮＳ、防災行政無線等あらゆる手段を講じて、住民に対し迅速に情報を提供